

## 参考資料

### 1 条例

#### (1) あいち森と緑づくり基金条例（抜粋）

平成二十年三月二十五日条例第五号

（設置）

第一条 森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能の維持増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策に必要な財源を確保するため、あいち森と緑づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる金額は、次に掲げる額の合計額として一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

一 あいち森と緑づくり税条例（平成二十年愛知県条例第二号）第四条の規定により基金に積み立てるものとされている額

二 前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額

（基金への繰入れ）

第三条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、すべて基金に繰り入れなければならない。

（運用）

第四条 基金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により運用しなければならない。

（繰替運用等）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、第一条に規定する施策のための財源に充てるときに限り、処分することができる。

#### (2) あいち森と緑づくり税条例（抜粋）

平成二十年三月二十五日条例第二号

（目的）

第一条 この条例は、森林及び里山林の荒廃並びに都市の緑の喪失が進む中、森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能がもたらす恩恵をすべての県民が享受していることにかんがみ、その公益的機能の維持増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策に必要な財源を確保するため、あいち森と緑づくり税として、愛知県県税条例（昭和二十五年愛知県条例第二十四号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例を定めることを目的とする。

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

第二条 平成二十一年度から平成三十年までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十二条の六の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

（法人の県民税の均等割の税率の特例）

第三条 平成二十一年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年

度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十二条の十四第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十二条の十四第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「あいち森と緑づくり税条例（平成二十年愛知県条例第二号）第三条第一項」とする。

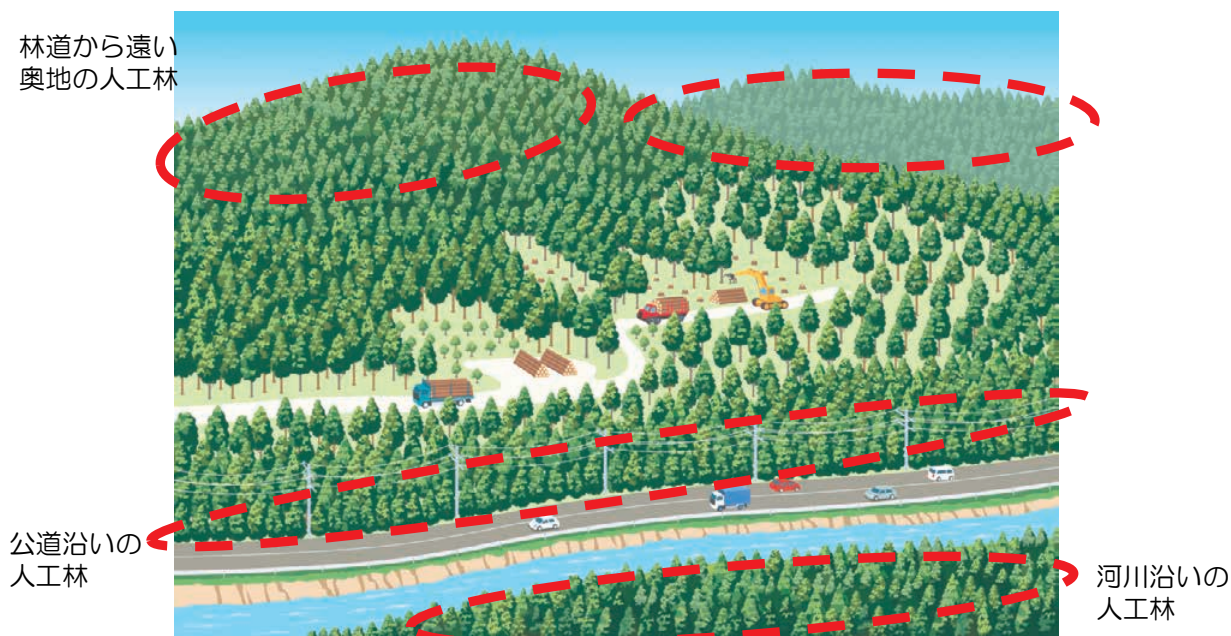
（基金への積立て）

第四条 知事は、第二条及び前条第一項の規定による加算額に係る収納額に相当する額を、あいち森と緑づくり基金（あいち森と緑づくり基金条例（平成二十年愛知県条例第五号）に基づくあいち森と緑づくり基金をいう。）に積み立てるものとする。

## 2 各事業の内容

### ■人工林整備事業

- 林業活動では整備が困難な奥地や作業が困難な公道・河川沿い等の人工林について、公益的機能を十分に発揮する森林へ誘導するために、県が間伐等を実施。



### ■森林整備技術者養成事業

- 通常の森林整備より作業条件が悪い本事業に従事する技術者の確保、育成を進めるために、必要な技術・技能を短期間で習得させる研修を実施。

### ■里山林整備事業

#### 【里山林再生整備事業】（県事業）

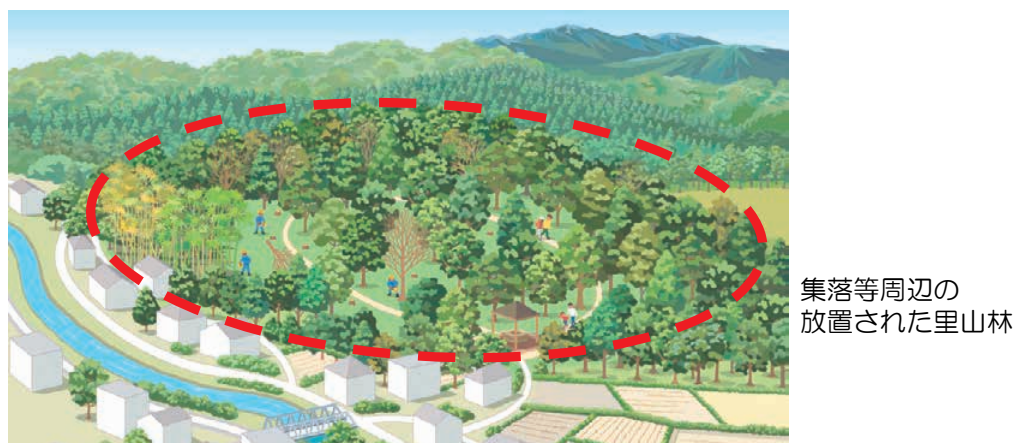
- 手入れがされていない里山林を再生するため、県が抜き伐り、枯損木や竹の除去等の整備に加えて、防災機能向上のための簡易防災施設の設置等を実施。

#### 【提案型里山林整備事業】（市町村事業）

- 市町村が、地域住民等と協働で里山林整備を進めるため、森林調査や作業小屋・歩道等の施設整備、必要最小限の森林整備等を実施する場合に助成。

#### 【里山林健全化整備事業】（市町村事業）

- 市町村が、手入れのされていない里山林の健全化のための整備を実施する場合に助成。



## ■都市緑化推進事業

- 環境改善・防災・景観形成などのさまざまな機能を持ち、快適、安全で健康的な都市生活において欠かせない「都市の緑」。その保全や創出を、以下の4つの事業により推進。



### 身近な緑づくり

市街地の既存樹林を市町村が買い取り、保全  
市街地において新たな緑地を創出

既存樹林の保全

身近な緑地の整備

事業前

事業後

空き地等

### 美しい並木道再生

都市の顔となる地区の道路において、美しい並木道を再生

事業前

並木の再生

事業後

### 緑の街並み推進

市街地の民有地において、まとまった規模での優良な緑化工事費の一部を助成し、民有地緑化を推進

空地緑化

壁面緑化

屋上緑化

生垣設置

駐車場緑化

### 県民参加緑づくり

公有地で行われる県民参加による緑づくり活動を推進

植樹

ビオトープづくり

## ■環境活動・学習推進事業

- 多様な主体による自発的な森と緑の保全活動や環境学習の一層の進展を図るため、NPO、市町村等が企画提案した事業の実施に要する経費を助成。
- 県民、事業者、NPO、行政等の地域の様々な立場の人々が協働して、生きものの生息生育空間を保全・再生・創出し、地域の生態系ネットワークを形成する事業に対して助成。

## ■木の香る学校づくり推進事業

- 森林整備の意義や木材活用の効果について普及啓発を進めるため、市町村が公立小中学校に愛知県産木材を使用した学習机、椅子、下駄箱等を導入するのに必要な経費の一部を助成。  
(平成25年度以降は、下駄箱、ロッカー、教卓、教壇、腰壁、床板、遊具を事業対象に追加。)

## ■愛知県産木材利活用推進事業（平成26年度から実施）

- 愛知県産木材の利活用を推進し、自発的な森林整備につなげるため、市町村が行う間伐材搬出補助や、公共施設への木製ベンチの導入の取組に対して助成。